

## 生活支援サービス契約書

株式会社グランフレア金町（以下「甲」という）と入居者（以下「乙」という）とは、賃貸借（サービス付き高齢者向住宅）の目的であるグランフレア金町（東京都葛飾区金町5丁目24番18号）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うこととします。

### 第2条（生活支援サービスの内容）

- 1 甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。
- 2 オプションサービスの提供については、別紙に記載したサービスを提供することとし、そのサービスの内容については、重要事項説明書に記載します。

### 第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する個別サービスについては、サービス終了時に、乙から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

### 第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス料金は、お一人様の場合、月額金4,400円（税込）お二人で同居の場合6,600円（税込）とし、1か月に満たない期間のサービス料金は、月額金を12カ月で乗し、365日で除して日割計算した額とします。
- 2 個別サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。
- 3 オプションサービス料金については、重要事項に記載した通りとし、1か月に満たない期間のサービス料金は1か月を12カ月で乗し365日で除して日割り計算した額とします。

### 第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情での変動により利用料金が不当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

#### 第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条第1項の料金について、前月12日までに請求書を発行し、乙は、請求書を発行した月の27日までに口座振替払・現金振込払・現金払の内、何らかの方法で支払います。振り込み手数料は、乙の負担とします。
- 2 第4条第1項及び第3項の料金について、甲は請求書に明細を付して、翌月12日までに請求書を発行し、乙は請求書を発行した月の27日までに口座振替払・現金振込払・現金払の内、何らかの方法で支払います。振り込み手数料は、乙の負担とします。
- 3 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

#### 第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わずグランフレア金町における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

#### 第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
  - ① 一定の観察期間をおくこと。
  - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
  - ③ 契約解除の通告について6ヶ月の予告期間をおくこと。
  - ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

#### 第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

第11条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要がある  
と判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、  
身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠  
実かつ迅速に対応します。

第14条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事  
項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上定めます。

第16条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、グランフレア金町（東京都葛飾区金町5  
丁目24番18号）の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有  
するものとします。

令和 年 月 日

甲 事業者

住所 東京都葛飾区金町5丁目24番18号

氏名 株式会社グランフレア金町

代表取締役 福地 智子

印

乙 入居者

住所

氏名

印

別紙

甲が提供するオプションサービス		
サービス内容	月額利用料 (税込)	契約の有無
薬剤管理 (必要に応じて随時)	6,600 円 / 月	有 ・ 無
服薬支援 (必要に応じて随時)	3,300 円 / 月	有 ・ 無